

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策	(1) プレジャーボートの航行規制の徹底	ア 航行規制水域の適切な設定	(7) 航行規制水域の範囲の見直し	<p>○ 平成15年4月の条例施行に併せて、16水域を指定し、その後、平成16年5月には、利用状況の変化等を踏まえ、2水域を追加指定し、プレジャーボートの航行により発生する騒音から地域の生活環境の保全に努めてきた。</p> <p>○ 平成18年3月の条例改正により、静穏な環境が価値を高めている保養施設や豊かな自然環境が保全されている水域などの所在地において水域指定ができることとなり、平成18年7月に5水域を追加指定した。</p> <p>○ 平成23年3月には条例の一部改正がなされ、水産動物の増殖場や養殖場の保全やレジャー利用者間の良好な利用環境を確保するため、新たに水域指定「増殖・養殖場保全水域」と「利用調整水域」が指定できることとなり、平成24年4月「増殖・養殖場保全水域」を2水域、「利用調整水域」を1水域指定した。</p> <p>○ 現在では「生活環境保全水域」が22水域、「水鳥の生息環境保全水域」が1水域、「増殖・養殖場保全水域」が2水域、「利用調整水域」が1水域、計26水域が指定されている。</p> <hr/> <p>□ 航行規制水域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年4月1日指定 16水域 47.7km</li> <li>・平成16年5月1日指定 2水域 4.6km</li> <li>・平成18年7月1日指定 5水域 10.5km</li> <li>・平成24年4月1日指定 3水域 4.5km</li> <li>計 26水域 67.3km</li> </ul> <p>□ プレジャーボートの航行規制水域の拡大（18年改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（条例第12条第1項第1号） 騒音から保全すべき住居地域、病院、学校に、保養施設を追加</li> <li>・（条例第12条第1項第3号） 水鳥の営巣地など水鳥の生息環境を保全する必要があると認められる琵琶湖の水域</li> </ul> <p>□ プレジャーボートの航行規制水域の追加（23年改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（条例第12条第1項第2号） 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境を保全するため、プレジャーボートの航行により発生する波を抑制する必要があると認められる水域</li> <li>・（条例第12条第1項第4号） 琵琶湖のレジャー利用に係る良好な利用環境を確保するため、レジャー活動に係る適切な利用調整を図る必要があると認められる水域</li> </ul>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																					
			騒音や曳き波による影響等についての実態把握	<p>○ 条例施行後、プレジャーボートが陸域に与える影響等について、レジャー利用の適正の推進に係る基礎資料とするため継続的に下記調査を実施してきた。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成15年度 騒音調査、夏季利用状況調査、エンジン関係データ調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成16年度 騒音調査、夏季利用状況調査、エンジン改造影響調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成17年度 騒音調査、夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成18年度 騒音調査、夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成19年度 騒音調査、夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査 水鳥調査、持ち込み艇の実態調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成20年度 騒音調査、夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成21年度 騒音調査、夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成22年度 騒音調査、夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成23年度 夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成24年度 夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成25年度 夏季利用状況調査、環境対策型エンジン普及状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成26年度 夏季利用状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> 平成27年度 夏季利用状況調査</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>平成28年度 夏季利用状況調査</b></p>																					
			(イ) 航行規制水域の明示（ブイ、看板の増設等）	<p>○ 平成26年度末までに利用者等が規制水域の範囲を認識できる 湖上のブイを132基設置、湖岸の看板を49基設置し、航行規制水域について周知を図ってきた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ブイ設置基数</th> <th>水域明示看板設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成14年度</td> <td>65基</td> <td>看板38基設置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成15年度</td> <td>5基</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成16年度</td> <td>4基</td> <td>看板3基設置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成18年度</td> <td>11基</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成19年度</td> <td>10基</td> <td>看板4基設置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成20年度</td> <td>8基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ブイ設置基数	水域明示看板設置数	<input type="checkbox"/> 平成14年度	65基	看板38基設置	<input type="checkbox"/> 平成15年度	5基		<input type="checkbox"/> 平成16年度	4基	看板3基設置	<input type="checkbox"/> 平成18年度	11基		<input type="checkbox"/> 平成19年度	10基	看板4基設置	<input type="checkbox"/> 平成20年度	8基	
	ブイ設置基数	水域明示看板設置数																							
<input type="checkbox"/> 平成14年度	65基	看板38基設置																							
<input type="checkbox"/> 平成15年度	5基																								
<input type="checkbox"/> 平成16年度	4基	看板3基設置																							
<input type="checkbox"/> 平成18年度	11基																								
<input type="checkbox"/> 平成19年度	10基	看板4基設置																							
<input type="checkbox"/> 平成20年度	8基																								

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
				<input type="checkbox"/> 平成21年度 7基 <input type="checkbox"/> 平成22年度 5基 <input type="checkbox"/> 平成23年度 10基 <input type="checkbox"/> 平成24年度 5基 <input type="checkbox"/> 平成25年度 2基 <input type="checkbox"/> 平成26年度  看板 3 基設置 看板 1 基設置 看板 1 基設置
		イ 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全	必要に応じ規制水域の見直し	○ 平成23年3月の条例改正により、水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するためウエイクボードを曳航するモーターボートの航行により発生する曳き波を抑制する必要があると認められる水域を航行規制水域として指定できることとなり、平成24年4月1日に草津市北山田町から南山田町までの延長1.6km、守山市木浜町から草津市下物町までの延長1.8kmを指定した。
		ウ 水鳥の生息環境の保全	必要に応じ規制水域の見直し	○ 平成18年3月の条例改正により、水鳥の生息環境保全水域を航行規制水域として指定できることとなり、平成18年7月1日に長浜市尾上から早崎までの水鳥の営巣地延長3.5kmを指定した。  <input type="checkbox"/> 平成19年度 水鳥調査（日本野鳥の会滋賀支部） 夏季（6月～8月）における水鳥の多い生息水域において、出現種や個体数等の生息状況を調査し、水域に進入するプレジャーボートの水鳥への影響を調査した。 （結果） ゴムボートや陸域での釣り人の存在により、水鳥が自らの生息域から離れざるを得なくなるような状況が見られたものの、主としてプレジャーボートの航行時の騒音による水鳥への影響は確認できなかった。
		エ レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保	必要に応じ規制水域の見直し	○ 平成23年3月の条例改正により、水上オートバイ利用者が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し、良好な利用環境を確保する必要がある水域を水上オートバイの航行を禁止できる航行規制水域として指定できることとなり、平成24年4月1日に野洲市吉川の延長0.6kmを指定した。

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																														
		オ 利用環境の検討	よりよい利用環境の検討	<p>○ 琵琶湖の環境負荷の低減を図り、プレジャーボート等の利用環境を検討することを目的として、「プレジャーボート等利用環境検討会」を平成18年度から実施し、検討を行っている。</p> <p>□ 平成18年度 2回開催（県、日本舟艇工業会、学識経験者等）  □ 平成21年度 6回開催（県、PW安全協会）  □ 平成22年度 3回開催（県、PW安全協会）  □ 平成23年度 3回開催（県、PW安全協会）  □ 平成24年度 1回開催（県、PW安全協会）  □ 平成25年度 1回開催（県、PW安全協会）  □ 平成26年度 1回開催（県、PW安全協会）  <input checked="" type="checkbox"/> 平成28年度 1回開催（県、PW安全協会）</p>																														
		カ 航行規制遵守の徹底	(ア) 監視船による指導監視や警察との合同取締の強化と関係部局との連携	<p>○ これまで、監視船による監視活動や警察との合同取締を通じてプレジャーボートの航行に関する苦情件数も条例施行時に比べ減少し、一定の成果をあげている。</p> <p>○ 水上オートバイやウエイクボードについては、一部の不心得な利用者による迷惑行為が発生しており、水際での高速走行や急旋回、急発進、さらには湖岸への乗り入れなど環境面のみならず、水上安全、河川管理などの面でも様々な問題を引き起こしている。  こうした迷惑行為について、レジャー条例のみならず、関連する条例等も多くあるので、平成18年度からは、警察との連携・協働の下に、監視取締りを一層強化し、厳正な対処を行ってきた。</p> <p>○ 平成21年度からは、琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員の配置をし、船上からは目の届かなかった湖岸への啓発や、監視船と連携した陸上監視を強化している。（平成24年度までは緊急雇用創出事業）</p> <p>□ 苦情件数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">件数</td> </tr> <tr> <td>・平成15年度</td> <td style="text-align: right;">117件</td> </tr> <tr> <td>・平成16年度</td> <td style="text-align: right;">59件</td> </tr> <tr> <td>・平成17年度</td> <td style="text-align: right;">60件</td> </tr> <tr> <td>・平成18年度</td> <td style="text-align: right;">35件</td> </tr> <tr> <td>・平成19年度</td> <td style="text-align: right;">33件</td> </tr> <tr> <td>・平成20年度</td> <td style="text-align: right;">19件</td> </tr> <tr> <td>・平成21年度</td> <td style="text-align: right;">24件</td> </tr> <tr> <td>・平成22年度</td> <td style="text-align: right;">22件</td> </tr> <tr> <td>・平成23年度</td> <td style="text-align: right;">21件</td> </tr> <tr> <td>・平成24年度</td> <td style="text-align: right;">14件</td> </tr> <tr> <td>・平成25年度</td> <td style="text-align: right;">12件</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td style="text-align: right;">11件</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度</td> <td style="text-align: right;"><b>14件</b></td> </tr> <tr> <td>・平成28年度（県受付のみ）</td> <td style="text-align: right;"><b>9件（12月末現在）</b></td> </tr> </table>		件数	・平成15年度	117件	・平成16年度	59件	・平成17年度	60件	・平成18年度	35件	・平成19年度	33件	・平成20年度	19件	・平成21年度	24件	・平成22年度	22件	・平成23年度	21件	・平成24年度	14件	・平成25年度	12件	・平成26年度	11件	・平成27年度	<b>14件</b>	・平成28年度（県受付のみ）	<b>9件（12月末現在）</b>
	件数																																	
・平成15年度	117件																																	
・平成16年度	59件																																	
・平成17年度	60件																																	
・平成18年度	35件																																	
・平成19年度	33件																																	
・平成20年度	19件																																	
・平成21年度	24件																																	
・平成22年度	22件																																	
・平成23年度	21件																																	
・平成24年度	14件																																	
・平成25年度	12件																																	
・平成26年度	11件																																	
・平成27年度	<b>14件</b>																																	
・平成28年度（県受付のみ）	<b>9件（12月末現在）</b>																																	

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
				<input type="checkbox"/> 監視船を用いた航行規制水域における指導監視等 <div style="text-align: right;">監視活動 停止命令 指導警告</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 39日 10件 55件</li> <li>・平成16年度 36日 0件 52件</li> <li>・平成17年度 40日 0件 85件</li> <li>・平成18年度 50日 13件 164件</li> <li>・平成19年度 50日 4件 175件</li> <li>・平成20年度 33日 0件 39件</li> <li>・平成21年度 35日 0件 67件</li> <li>・平成22年度 22日 0件 90件</li> <li>・平成23年度 25日 0件 74件</li> <li>・平成24年度 27日 0件 97件</li> <li>・平成25年度 26日 0件 68件</li> <li>・平成26年度 26日 0件 86件</li> <li>・平成27年度 26日 0件 69件</li> <li>・平成28年度 29日 0件 46件 (12月末現在)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 漁船を用いた航行規制水域における指導監視等 <div style="text-align: right;">監視活動 停止命令 指導警告</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度 2日 0件 4件 (12月末現在)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 琵琶湖の監視・指導補助嘱託員による湖岸での啓発等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度 11名 (原則半年雇用)</li> <li>・平成22年度 11名 ( " )</li> <li>・平成23年度 9名 ( " )</li> <li>・平成24年度 9名 ( " )</li> <li>・平成25年度 6名 ( 半年雇用 )</li> <li>・平成26年度 4名 ( 半年雇用 )</li> <li>・平成27年度 4名 ( 半年雇用 )</li> <li>・平成28年度 4名 ( 半年雇用 )</li> </ul>
			(イ)マリーナ等への集約による管理強化の徹底	<input type="checkbox"/> 環境対策型エンジンへの転換をさらに計画的に促進するため、平成18年3月に条例の一部改正が行われ、一定の厳しい条件を満たすことについて県と協定を締結した施設にプレジャーボートを保管する場合に限り、特例措置により平成23年3月31日まで従来型2サイクルエンジンの使用期限が延長できることとした。 平成23年4月から従来型2サイクルエンジンの完全使用禁止とともに協定締結期間が終了した。 <input type="checkbox"/> 平成23年3月の条例の一部改正により、琵琶湖ルールを遵守するプレジャーボートの保管業者を新たに指定できることとした。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 平成22年度 協定締結施設 74施設 (協定終了) <input type="checkbox"/> 平成23年度～ 指定保管業者指定 30者 (平成28年12月末現在)

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
			(ウ)地域単位での取組に対する支援	<p>○ ローカルルールによる取組み以外にも、野洲市にあるマイアミランドや湖岸緑地公園から水上オートバイの激しい利用をなくすため、同市では平成21年度に地元関係者を構成員とする野洲市湖岸地域環境マナーアップ協議会を創設し、水上オートバイの対策が行われた。</p> <p>□ 平成21年度 マイアミランド 水上オートバイ使用禁止 野洲市吉川湖岸緑地 水上オートバイ持ち込み防止柵設置</p>
			(エ)琵琶湖レジャー利用監視員制度の活用	<p>○ 地域住民や漁業関係者、マリナー職員などに琵琶湖レジャー利用監視員をお願いし、地域での監視指導を行っている。</p> <p>□ レジャー利用監視員による監視 (H28.4現在 60人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 延べ2,200日</li> <li>・平成16年度 延べ1,344日</li> <li>・平成17年度 延べ1,543日</li> <li>・平成18年度 延べ1,392日</li> <li>・平成19年度 延べ1,417日</li> <li>・平成20年度 延べ1,172日</li> <li>・平成21年度 延べ1,457日</li> <li>・平成22年度 延べ1,234日</li> <li>・平成23年度 延べ1,117日</li> <li>・平成24年度 延べ1,017日</li> <li>・平成25年度 延べ939日</li> <li>・平成26年度 延べ688日</li> <li>・平成27年度 延べ912日</li> <li>・平成28年度 延べ601日 (12月末現在)</li> </ul>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
			(オ)必要に応じて進入防止杭等の設置	<p>○ 持ち込み艇を防止するため、湖岸に石や杭等を設置するほか平成19年度にプレジャーボートの持ち込み艇の実態調査を行った。</p> <hr/> <p>□ 湖岸からの持ち込み艇進入防止箇所  平成17.3月 4箇所  平成17.5月 1箇所  平成19.3月 2箇所（高島市安曇川浜園地）  平成21.6月 4箇所  （高島市今津浜分、大津市和邇今宿、東近江市栗見出在家、東近江市栗見新田）  平成22.3月 1箇所（野洲市吉川）  9月 2箇所（高島市今津浜分、高島市安曇川北船木）</p> <p>□ プレジャーボートの持込可能箇所調査(H19)  自動車で琵琶湖岸へ直接進入し、プレジャーボートを揚降することが可能な場所を特定するとともに、それぞれの場所の状態（トイレの有無・駐車場の有無等）について調査を行った。  (結果)  ・湖岸への進入が可能な場所は琵琶湖全域で約300箇所が確認された。このうち、マリナーをはじめとする管理者の存在する箇所は75箇所、港湾や漁港等は52箇所、その他は公園や自然湖岸となっている。  ・全体の傾向としては、湖東方面では公園や護岸が整備されており、持込可能箇所は比較的少なく、湖西方面は自然浜やマリナー等が多いため箇所数が多い。</p> <p>□ プレジャーボートの持込台数調査  プレジャーボートの持込が可能な場所のうち、代表的な箇所について1日あたりの持込台数の調査を行った。  【調査日時】平成19年7月22日（日）、8月5日（日）  【調査場所】柳が崎、近江舞子〔南浜〕、近江舞子〔南小松舟溜〕（以上大津市）、近江白浜、横江浜、今津浜（以上高島市）、二本松、大浦園地（以上西浅井町）、松原スロープ（彦根市）、栗見新田（東近江市）、牧（近江八幡市）</p> <p>(結果)  ・調査両日ともに近江舞子南浜、柳が崎に持込が集中している。  一方で、近江舞子や柳が崎に比較すると台数は少ないが、全ての調査箇所です水上バイクの持込があった。  ・持込方法としては、松原スロープのようにスロープを利用するもの他に、ユニック車を利用して車止めを乗り越えて搬入するものや、台車を使用してあるいは直接持ち上げて運び入れるものが見られた。</p>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		キ 改造艇等の航行禁止	関係者と連携した利用者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例の一部改正の際には、専門誌等へ琵琶湖ルールの改正内容を掲載するとともに、チラシ等を作成し広報啓発を行った。 航行規制水域明示看板にもプレジャーボート操船者の遵守事項として明示をしている。</li> <li>□ 平成18年度 水上オートバイ専門誌2誌に掲載 改正パンフ等作成 関係機関へ配布</li> <li>□ 平成22年度 水上オートバイ等専門誌3誌に掲載 改正概要チラシ作成 関係機関へ配布</li> <li>□ 平成23年度 改正概要チラシ増刷 関係機関へ配布</li> </ul>
		ク 不要な空ぶかしの禁止	関係者と連携した利用者に対する働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ みんなで守ろう琵琶湖ルール「ルールブック」の啓発チラシを作成し、警察との合同取締、マナーアップキャンペーン、レジャー監視員や職員による監視活動時などあらゆる機会を通じて働きかけを行った。</li> </ul>
		ケ 指導監視体制の強化	(ア)琵琶湖レジャー利用監視員制度の活用および環境保全関係の既存の監視制度との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民や漁業関係者、マリナー職員などに琵琶湖レジャー利用監視員をお願いし、地域での監視指導を行った。</li> <li>○ 「ごみの散乱防止に関する条例」に基づく環境美化監視員が美化推進地域を中心とした監視・パトロールおよび啓発取締活動を実施している。</li> </ul>
		(イ)監視員に対する研修	○ シーズンを迎える4月およびシーズンが終わる12月頃に会議を開催し、湖岸でのレジャー利用の状況を情報交換している。	
		(ウ)関係部局の連携	○ レジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等の関係する規制の監視取締の強化と遵守徹底を図るため、関係部局が連携している。	
		(エ)利用が集中する水域での監視取締の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>プレジャーボートの利用が集中する水域の監視を強化するため、平成28年度夏季のトップシーズンは日曜祝日だけでなく土曜日にも陸上ないしは湖面から監視を行った。</b></li> <li>○ <b>利用が集中する水域については、監視船からの監視活動を1日に2回行うなど監視活動を強化した。</b> <b>監視船による近江舞子の監視 H27 30回 → H28 45回 (1日に2回行った場合は2回のカウント)</b></li> <li>○ <b>その他の取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場入口で航行規制水域を明示した啓発ビラの配布</li> <li>・ 湖岸に啓発用のぼり旗の設置</li> <li>・ 地元マリナーの自主パトロール など</li> </ul> </li> </ul>	



基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																																				
			(オ)航行規制水域監視嘱託員の配置、琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員の配置	<p>○ 平成18年度から航行規制水域監視嘱託員（警察OB）を雇用して、専門的な知識や経験を活用した、効果的な取締指導監視活動を行っている。</p> <p>□ 航行規制水域監視嘱託員（警察OB）による厳格な監視・取締り・警告指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度 100日</li> <li>・平成19年度 100日</li> <li>・平成20年度 94日</li> <li>・平成21年度 79日</li> <li>・平成22年度 68日</li> <li>・平成23年度 85日</li> <li>・平成24年度 85日</li> <li>・平成25年度 85日</li> <li>・平成26年度 85日</li> <li>・平成27年度 85日</li> <li>・平成28年度 85日(予定)</li> </ul> <p>□ 監視船を用いた航行規制水域における指導監視等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>監視活動</th> <th>停止命令</th> <th>指導警告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・平成15年度</td><td>39日</td><td>10件</td><td>55件</td></tr> <tr><td>・平成16年度</td><td>36日</td><td>0件</td><td>52件</td></tr> <tr><td>・平成17年度</td><td>40日</td><td>0件</td><td>85件</td></tr> <tr><td>・平成18年度</td><td>50日</td><td>13件</td><td>164件</td></tr> <tr><td>・平成19年度</td><td>50日</td><td>4件</td><td>175件</td></tr> <tr><td>・平成20年度</td><td>33日</td><td>0件</td><td>39件</td></tr> <tr><td>・平成21年度</td><td>35日</td><td>0件</td><td>67件</td></tr> <tr><td>・平成22年度</td><td>22日</td><td>0件</td><td>90件</td></tr> <tr><td>・平成23年度</td><td>25日</td><td>0件</td><td>74件</td></tr> <tr><td>・平成24年度</td><td>27日</td><td>0件</td><td>97件</td></tr> <tr><td>・平成25年度</td><td>26日</td><td>0件</td><td>68件</td></tr> <tr><td>・平成26年度</td><td>26日</td><td>0件</td><td>86件</td></tr> <tr><td>・平成27年度</td><td>26日</td><td>0件</td><td>69件</td></tr> <tr><td>・平成28年度</td><td>29日</td><td>0件</td><td>46件(12月末現在)</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 漁船を用いた航行規制水域における指導監視等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>監視活動</th> <th>停止命令</th> <th>指導警告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・平成28年度</td><td>2日</td><td>0件</td><td>4件(12月末現在)</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員による湖岸での啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度 11名(原則半年雇用)</li> <li>・平成22年度 11名( " )</li> <li>・平成23年度 9名( " )</li> <li>・平成24年度 9名( " )</li> <li>・平成25年度 6名(半年雇用)</li> <li>・平成26年度 4名(半年雇用)</li> <li>・平成27年度 4名(半年雇用)</li> <li>・平成28年度 4名(半年雇用)</li> </ul>		監視活動	停止命令	指導警告	・平成15年度	39日	10件	55件	・平成16年度	36日	0件	52件	・平成17年度	40日	0件	85件	・平成18年度	50日	13件	164件	・平成19年度	50日	4件	175件	・平成20年度	33日	0件	39件	・平成21年度	35日	0件	67件	・平成22年度	22日	0件	90件	・平成23年度	25日	0件	74件	・平成24年度	27日	0件	97件	・平成25年度	26日	0件	68件	・平成26年度	26日	0件	86件	・平成27年度	26日	0件	69件	・平成28年度	29日	0件	46件(12月末現在)		監視活動	停止命令	指導警告	・平成28年度	2日	0件	4件(12月末現在)
	監視活動	停止命令	指導警告																																																																					
・平成15年度	39日	10件	55件																																																																					
・平成16年度	36日	0件	52件																																																																					
・平成17年度	40日	0件	85件																																																																					
・平成18年度	50日	13件	164件																																																																					
・平成19年度	50日	4件	175件																																																																					
・平成20年度	33日	0件	39件																																																																					
・平成21年度	35日	0件	67件																																																																					
・平成22年度	22日	0件	90件																																																																					
・平成23年度	25日	0件	74件																																																																					
・平成24年度	27日	0件	97件																																																																					
・平成25年度	26日	0件	68件																																																																					
・平成26年度	26日	0件	86件																																																																					
・平成27年度	26日	0件	69件																																																																					
・平成28年度	29日	0件	46件(12月末現在)																																																																					
	監視活動	停止命令	指導警告																																																																					
・平成28年度	2日	0件	4件(12月末現在)																																																																					

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
	(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換	ア 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底	(7) 監視指導取締り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年3月の条例の一部改正により、条例で禁止する従来型2サイクルエンジンの使用違反者に対し平成24年10月から5万円以下の過料を適用。</li> <li>○ エンジンの条例適合を識別し、取締りを容易にするため、平成24年10月から適合証表示義務化、過料規定の施行開始。</li> </ul>
			(1) 罰則適用を視野に入れた取締り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過料適用の実効性を担保し公平な取締りを行うため、条例施行規則を改正し、知事の権限である過料処分および過料徴収を違反現場で行えるよう「琵琶湖プレジャーボート取締員」を置き、権限を委任することし、過料手続について定めた。</li> <li>○ 過料規定が施行される平成24年10月の日曜日に4回、監視船による湖上での取締り、湖岸陸上から取締りを実施した。</li> <li>○ 条例完全施行後の本格的なシーズンとなる平成25年度の夏季には、湖上での取締りを5回、湖岸陸上からの取締りを4回実施したところ、従来型2サイクルエンジン艇の航行はみられなかった。</li> <li>○ 平成26年度の夏季には、湖上での取締りを5回、湖岸陸上からの取締りを4回実施したところ、従来型2サイクルエンジン艇の航行はみられなかった。</li> <li>○ 平成27年度の夏季には、湖上での取締りを6回、湖岸陸上からの取締りを4回実施したところ、従来型2サイクルエンジン艇の航行はみられなかった。</li> <li>○ <b>平成28年度の夏季には、湖上での取締りを6回、湖岸陸上からの取締りを5回実施したところ、従来型2サイクルエンジン艇の航行はみられなかった。</b></li> </ul>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		イ 適合証表示制度の徹底	ア) 広報、啓発	<p>○ 平成24年10月からの適合証表示義務化に伴い、平成23年10月から、1年間の無償交付を行い、適合証の早期貼付を図った。</p> <p>平成24年10月以降は手数料を徴して適合証の交付を行っている。</p> <p>(適合証の交付数)</p> <p>平成23年10月～平成24年 3月末 1,247台  平成24年 4月～平成24年 9月末 5,034台  平成24年10月～平成25年 3月末 696台  平成25年 4月～平成26年 3月末 1,950台  平成26年 4月～平成27年 3月末 1,395台  <b>平成27年4月～平成28年 3月末 1,345台</b>  <b>平成28年4月～平成28年12月末 1,173台</b></p> <p><b>合 計 12,840台分</b></p> <p>○ 法令等を遵守しプレジャーボートの適正な保管ができる保管業者を「指定保管業者」に指定し、保管艇についてまとめて適合証の交付請求ができる制度とした。  *平成23年度～ 指定保管業者の指定 30者  (平成28年12月末現在)</p> <p>○ 「適合証表示制度」の広報周知  *業界団体の協力による専門誌への掲載、チラシ配付  *日本小型船舶検査機構の協力によるチラシ配付  *日本海洋レジャー安全・振興協会の協力によるチラシ配付  *県外水上オートバイ等の販売店の協力によるチラシ配布  *滋賀県水上安全協会主催の安全講習でのチラシ配布  *琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員による湖岸での啓発等</p>
			(イ)表示義務違反に対する監視指導の強化	<p>○ 過料適用の実効性を担保し公平な取締りを行うため、条例施行規則を改正し、知事の権限である過料処分および過料徴収を違反現場で行えるよう「琵琶湖プレジャーボート取締員」を置き、権限を委任することし、過料手続について定めた。</p> <p>○ 過料規定が施行される平成24年10月の日曜日に4回、監視船による湖上での取締り、湖岸陸上から取締りを実施した。</p> <p>○ 条例完全施行後の本格的なシーズンとなる平成25年度の夏季には、湖上での取締りを5回、湖岸陸上からの取締りを4回実施した。適合証表示制度の周知は図られており、ほとんどのプレジャーボートに適合証が貼付されていた。  適合証非表示艇の航行については7件を確認し、航行を中止させるとともに、適合証の交付請求を指導した。</p> <p>○ 平成26年度の夏季には、湖上での取締りを5回、湖岸陸上からの取締りを4回実施した。  適合証表示制度の周知は図られており、ほとんどのプレジャーボートに適合証が貼付されていた。  適合証非表示艇の航行については11件を確認し、航行を中止させるとともに、適合証の交付請求を指導した。</p> <p>○ 平成27年度の夏季には、湖上での取締りを6回、湖岸陸上からの取締りを4回実施した。  適合証表示制度の周知は図られており、ほとんどのプレジャーボートに適合証が貼付されていた。  適合証非表示艇の航行については3件を確認し、航行を中止させるとともに、適合証の交付請求を指導した。</p> <p>○ <b>平成28年度の夏季には、湖上での取締りを6回、湖岸陸上からの取締りを5回実施した。  適合証表示制度の周知は図られており、ほとんどのプレジャーボートに適合証が貼付されていた。  適合証非表示艇の航行については確認していない。</b></p>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																									
		ウ 指定保管業者の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換	指定保管業者の指定、適合証の貼付促進	<p>○ 法令等を遵守しプレジャーボートの適正な保管ができる保管業者を「指定保管業者」に指定し、保管艇についてまとめて適合証の交付請求ができる制度とした。</p> <p>*平成23年度～ 指定保管業者指定 30者（平成28年12月末現在）</p> <p>○ 指定保管業者の協力により、適合証非表示艇は揚降できないので、持込み艇についても適合証の貼付促進、環境対策型エンジンへの転換が図られる。</p> <p>○ 指定保管業者が保管艇につき適合証の交付を受けた場合は、適合証と併せて交付される指定保管業者保管施設標章を貼付する。指定保管業者は、保管するプレジャーボートの操船者に対し、条例遵守、マナーアップを図る。</p>																																																									
	(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底	ア 釣り人への普及啓発	(7) リリース禁止の輪をさらに広げる取組	<p>○ 琵琶湖本来の生態系を回復していくためには、ブルーギルやブラックバスといった外来魚を少しでも減らしていくことが不可欠である。「琵琶湖ルール」を定め、釣りというレジャーの側面からも釣り上げた外来魚は琵琶湖に戻さないという釣りルールの普及と定着化の取組を各種行う。</p> <p>○ 再放流禁止が適用されていない河川区域にも外来魚が広く生息している調査結果もあり、外来魚の再放流の禁止が適用される水域を「琵琶湖」から「琵琶湖その他の水域」に拡大する条例改正を平成18年に行った。</p> <p>○ 平成19年度からは、一般県民向け釣り大会を開催。</p> <p>□ びわこルールひろめよう券等事業の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>引換枚数</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>30,000枚</td> <td>15.9ト</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55,582枚</td> <td>28.5ト</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>21,944枚</td> <td>12.3ト</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>39,400枚</td> <td>21.4ト</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>32,528枚</td> <td>16.4ト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>179,454枚</td> <td>94.5ト</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成15年度から平成19年度までの5年間、幅広い方々に外来魚のリリース禁止の周知を図るため、「びわこルールひろめよう券事業」を実施した。</p> <p>ノーリリースが定着したと見込まれることから、事業を廃止した。</p> <p>○ 平成21・22年度は釣り上げた外来魚を回収ボックスに入れることを呼びかけるキッズの絵を回収ボックスや高速道路のサービスエリアに掲示した。</p> <p>○ 平成21年度から、民間企業等に外来魚駆除釣り大会を自主開催してもらう「外来魚釣り上げ隊（外来魚駆除協力隊）」を募集し、釣り竿等の無償貸出を行った。</p> <p>□ 外来魚釣り上げ隊の募集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加団体数</th> <th>参加者数</th> <th>駆除量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>11団体</td> <td>897人</td> <td>128.5kg</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>20団体</td> <td>1,348人</td> <td>345.8kg</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>25団体</td> <td>1,435人</td> <td>283.4kg</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>34団体</td> <td>2,678人</td> <td>538.2kg</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>39団体</td> <td>3,865人</td> <td>727.3kg</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>45団体</td> <td>3,387人</td> <td>442.3kg</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>47団体</td> <td>3,972人</td> <td>507.0kg</td> </tr> <tr> <td><b>平成28年度</b></td> <td><b>41団体</b></td> <td><b>3,430人</b></td> <td><b>646.0kg (12月末時点)</b></td> </tr> </tbody> </table>		引換枚数	回収量	平成15年度	30,000枚	15.9ト	平成16年度	55,582枚	28.5ト	平成17年度	21,944枚	12.3ト	平成18年度	39,400枚	21.4ト	平成19年度	32,528枚	16.4ト		179,454枚	94.5ト		参加団体数	参加者数	駆除量	平成21年度	11団体	897人	128.5kg	平成22年度	20団体	1,348人	345.8kg	平成23年度	25団体	1,435人	283.4kg	平成24年度	34団体	2,678人	538.2kg	平成25年度	39団体	3,865人	727.3kg	平成26年度	45団体	3,387人	442.3kg	平成27年度	47団体	3,972人	507.0kg	<b>平成28年度</b>	<b>41団体</b>	<b>3,430人</b>	<b>646.0kg (12月末時点)</b>
	引換枚数	回収量																																																											
平成15年度	30,000枚	15.9ト																																																											
平成16年度	55,582枚	28.5ト																																																											
平成17年度	21,944枚	12.3ト																																																											
平成18年度	39,400枚	21.4ト																																																											
平成19年度	32,528枚	16.4ト																																																											
	179,454枚	94.5ト																																																											
	参加団体数	参加者数	駆除量																																																										
平成21年度	11団体	897人	128.5kg																																																										
平成22年度	20団体	1,348人	345.8kg																																																										
平成23年度	25団体	1,435人	283.4kg																																																										
平成24年度	34団体	2,678人	538.2kg																																																										
平成25年度	39団体	3,865人	727.3kg																																																										
平成26年度	45団体	3,387人	442.3kg																																																										
平成27年度	47団体	3,972人	507.0kg																																																										
<b>平成28年度</b>	<b>41団体</b>	<b>3,430人</b>	<b>646.0kg (12月末時点)</b>																																																										

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																												
			(イ) 外来魚駆除釣り大会の開催	<input type="checkbox"/> 外来魚釣り大会の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1回</td> <td>39人</td> <td>133.4kg</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>3回</td> <td>866人</td> <td>230.9kg</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>4回</td> <td>1,075人</td> <td>134.5kg</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>3回</td> <td>491人</td> <td>78.1kg</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5回</td> <td>1,923人</td> <td>371.6kg</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>4回</td> <td>1,495人</td> <td>259.2kg</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>4回</td> <td>1,311人</td> <td>180.1kg</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3回</td> <td>931人</td> <td>90.9kg</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>2回</td> <td>543人</td> <td>79.6kg</td> </tr> <tr> <td><b>平成28年度</b></td> <td><b>3回</b></td> <td><b>1,053人</b></td> <td><b>181.7kg (12月末現在)</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成23年度からは、審議会の答申を踏まえ、またびわ湖の日 30周年記念事業の一環として、釣り団体である日本釣振興会滋賀県支部と共同主催で「外来魚有効利用釣り大会」を開催した。</p> <p>○ 平成24年度から日本釣振興会滋賀県支部では、外来魚有効利用釣行会を小団体で開催する取り組みを実施している。</p>		開催回数	参加人数	回収量	平成19年度	1回	39人	133.4kg	平成20年度	3回	866人	230.9kg	平成21年度	4回	1,075人	134.5kg	平成22年度	3回	491人	78.1kg	平成23年度	5回	1,923人	371.6kg	平成24年度	4回	1,495人	259.2kg	平成25年度	4回	1,311人	180.1kg	平成26年度	3回	931人	90.9kg	平成27年度	2回	543人	79.6kg	<b>平成28年度</b>	<b>3回</b>	<b>1,053人</b>	<b>181.7kg (12月末現在)</b>
	開催回数	参加人数	回収量																																													
平成19年度	1回	39人	133.4kg																																													
平成20年度	3回	866人	230.9kg																																													
平成21年度	4回	1,075人	134.5kg																																													
平成22年度	3回	491人	78.1kg																																													
平成23年度	5回	1,923人	371.6kg																																													
平成24年度	4回	1,495人	259.2kg																																													
平成25年度	4回	1,311人	180.1kg																																													
平成26年度	3回	931人	90.9kg																																													
平成27年度	2回	543人	79.6kg																																													
<b>平成28年度</b>	<b>3回</b>	<b>1,053人</b>	<b>181.7kg (12月末現在)</b>																																													
			(ウ) 小中学生を対象とした外来魚駆除釣り事業や年間を通じた一般向け外来魚駆除事業の実施	<p>○ 平成20年度から県内の小学生を対象として夏休み期間中に、外来魚の釣り上げに協力してくれるキッズを募集し、優秀なキッズに対して表彰を行う「びわこルールキッズ事業」を民間企業の協賛等を得て行っている。</p> <p>平成21年度からは対象を全国の小中学生に拡大して実施している。</p> <input type="checkbox"/> びわこルールキッズ事業の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加者数</th> <th>報告者数</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>683人</td> <td>108人</td> <td>小学生</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>879人</td> <td>218人</td> <td>全国小中学生</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>708人</td> <td>115人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>853人</td> <td>259人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>741人</td> <td>125人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,094人</td> <td>227人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>630人</td> <td>211人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>275人</td> <td>179人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td><b>平成28年度</b></td> <td><b>718人</b></td> <td><b>132人</b></td> <td><b>〃</b></td> </tr> </tbody> </table>		参加者数	報告者数	対象者	平成20年度	683人	108人	小学生	平成21年度	879人	218人	全国小中学生	平成22年度	708人	115人	〃	平成23年度	853人	259人	〃	平成24年度	741人	125人	〃	平成25年度	1,094人	227人	〃	平成26年度	630人	211人	〃	平成27年度	275人	179人	〃	<b>平成28年度</b>	<b>718人</b>	<b>132人</b>	<b>〃</b>				
	参加者数	報告者数	対象者																																													
平成20年度	683人	108人	小学生																																													
平成21年度	879人	218人	全国小中学生																																													
平成22年度	708人	115人	〃																																													
平成23年度	853人	259人	〃																																													
平成24年度	741人	125人	〃																																													
平成25年度	1,094人	227人	〃																																													
平成26年度	630人	211人	〃																																													
平成27年度	275人	179人	〃																																													
<b>平成28年度</b>	<b>718人</b>	<b>132人</b>	<b>〃</b>																																													
				<input type="checkbox"/> 外来魚釣り上げ名人事業の実施 <p>○ 事業の概要：年間を通じて外来魚の釣り上げ駆除に協力いただける釣り人を募集し、釣り上げた重量により段位を認定。</p> <p>○ 平成28年度の実施期間：H28. 5. 1～12. 31</p> <p>* 来年度は、通年実施の予定</p> <p>○ 実施結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加者数</th> <th>駆除量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人56人</td> <td>12団体(87人)</td> <td>計143人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3,764.0kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>段位認定者：名人5人、五段2人、四段1人、三段1人、二段2人、初段11人・3団体 計22人・3団体</p> </p>		参加者数	駆除量	個人56人	12団体(87人)	計143人			3,764.0kg																																			
	参加者数	駆除量																																														
個人56人	12団体(87人)	計143人																																														
		3,764.0kg																																														

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																												
			(エ) リリース禁止の 広報・啓発	<p>○ レジャー利用客の多い週末に広報啓発設備のある監視船に職員が乗船し、レジャー利用者に琵琶湖ルールを遵守するよう直接スピーカーで呼びかけるほか、啓発テープで広報啓発を実施した。</p> <p>平成16年度 45回運航 平成17年度 53回運航 平成18年度 63回運航 平成19年度 60回運航 平成20年度 45回運航 平成21年度 47回運航 平成22年度 30回運航 平成23年度 30回運航 平成24年度 35回運航 平成25年度 30回運航 平成26年度 30回運航 平成27年度 30回運航 <b>平成28年度 33回運航（予定）</b></p> <p>○ <b>釣り人へのリリース禁止の啓発</b> <b>釣り人へのリリース禁止の啓発を平成29年2月に2回、3月に2回実施予定（彦根旧港湾）</b></p>																																																												
			(オ) 回収ボックス・ 回収いけすの適切 な配置	<p>○ 釣り人がリリース禁止に協力しやすい環境を整備するため、主な釣りスポットに外来魚の回収ボックスや回収いけすを設置している。</p> <p>○ オフシーズンは回収施設の補修を行い、適切な維持管理を行っている。</p> <p>□ 回収ボックス、いけすの設置基数および回収量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ボックス</th> <th>いけす</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成15年度</td><td>33 基</td><td>13 基</td><td>9.6ト</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>38 基</td><td>20 基</td><td>11.9ト</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>40 基</td><td>23 基</td><td>13.9ト</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>40 基</td><td>23 基</td><td>13.9ト</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>40 基</td><td>30 基</td><td>15.1ト</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>40 基</td><td>30 基</td><td>17.4ト</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>48 基</td><td>30 基</td><td>18.2ト</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>60 基</td><td>30 基</td><td>21.5ト</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>66 基</td><td>29 基</td><td>15.3ト</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>71 基</td><td>29 基</td><td>18.9ト</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>71 基</td><td>29 基</td><td>14.2ト</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>68 基</td><td>30 基</td><td>13.3ト</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>65 基</td><td>30 基</td><td>14.4ト</td></tr> <tr><td><b>平成28年度</b></td><td><b>67 基</b></td><td><b>30 基</b></td><td><b>17.6ト（12月末時点）</b></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><b>計215.2ト</b></p> <p>□ 外来魚回収囑託員の設置（3人）</p>		ボックス	いけす	回収量	平成15年度	33 基	13 基	9.6ト	平成16年度	38 基	20 基	11.9ト	平成17年度	40 基	23 基	13.9ト	平成18年度	40 基	23 基	13.9ト	平成19年度	40 基	30 基	15.1ト	平成20年度	40 基	30 基	17.4ト	平成21年度	48 基	30 基	18.2ト	平成22年度	60 基	30 基	21.5ト	平成23年度	66 基	29 基	15.3ト	平成24年度	71 基	29 基	18.9ト	平成25年度	71 基	29 基	14.2ト	平成26年度	68 基	30 基	13.3ト	平成27年度	65 基	30 基	14.4ト	<b>平成28年度</b>	<b>67 基</b>	<b>30 基</b>	<b>17.6ト（12月末時点）</b>
	ボックス	いけす	回収量																																																													
平成15年度	33 基	13 基	9.6ト																																																													
平成16年度	38 基	20 基	11.9ト																																																													
平成17年度	40 基	23 基	13.9ト																																																													
平成18年度	40 基	23 基	13.9ト																																																													
平成19年度	40 基	30 基	15.1ト																																																													
平成20年度	40 基	30 基	17.4ト																																																													
平成21年度	48 基	30 基	18.2ト																																																													
平成22年度	60 基	30 基	21.5ト																																																													
平成23年度	66 基	29 基	15.3ト																																																													
平成24年度	71 基	29 基	18.9ト																																																													
平成25年度	71 基	29 基	14.2ト																																																													
平成26年度	68 基	30 基	13.3ト																																																													
平成27年度	65 基	30 基	14.4ト																																																													
<b>平成28年度</b>	<b>67 基</b>	<b>30 基</b>	<b>17.6ト（12月末時点）</b>																																																													

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
			(ハ) 環境配慮製品の 使用の啓発	○ 啓発チラシに「環境にやさしい環境配慮型製品を使いましょう」を掲載し啓発を実施。
		イ 外来魚の防除の 推進	(7) 外来魚の防除の 推進	○ 外来生物法において、ブラックバスおよびブルーギルが特定外来生物として指定されたことから、「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」を作成し、国（農林水産省および環境省）からの確認を受け、国との連携・協議のもとに外来魚防除を進めている。
			(イ) 滋賀県オオクチ バス等防除実施計 画に基づく生息量 600トンを目指し た取組	<input type="checkbox"/> 防除の実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者による駆除</li> <li>平成15年度 418.3トン</li> <li>平成16年度 408.3トン</li> <li>平成17年度 423.2トン</li> <li>平成18年度 490.4トン</li> <li>平成19年度 542.8トン</li> <li>平成20年度 423.2トン</li> <li>平成21年度 363.4トン</li> <li>平成22年度 372.9トン</li> <li>平成23年度 312.5トン</li> <li>平成24年度 350.0トン</li> <li>平成25年度 174.3トン</li> <li>平成26年度 178.9トン</li> <li><b>平成27年度 157.5トン</b></li> <li><b>平成28年度 88.6トン</b></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釣り人等による駆除</li> <li>25.5トン</li> <li>40.4トン</li> <li>26.2トン</li> <li>35.3トン</li> <li>31.5トン</li> <li>17.4トン</li> <li>18.2トン</li> <li>21.5トン</li> <li>15.3トン</li> <li>18.9トン</li> <li>14.2トン</li> <li>13.3トン</li> <li><b>14.4トン</b></li> <li><b>17.6トン（12月末時点）</b></li> </ul> <p style="text-align: right;">※平成15～19年度までありがとう券、ひろめよう券による回収量含む。</p> <input type="checkbox"/> 防除の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者による捕獲</li> <li>・ 稚魚のタモ網すくい</li> <li>・ 調査研究（効率的な漁獲方法の開発）等</li> <li>・ 釣り人による捕獲</li> </ul> <p>外来魚回収ボックス・いけす設置、釣り大会開催、びわこルールキッズ事業の実施、<b>外来魚釣り上げ名人事業の実施</b>、外来魚釣り上げ隊の募集および支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水抜き・干し出し</li> <li>・ モニタリングの実施 等</li> </ul> <input type="checkbox"/> 防除の目標 <p><b>平成32年度末に外来魚の生息量を、600トン以下とすることを目指す。</b> <b>平成27年4月1日現在の推定生息量 1,240トン</b></p>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
	(4) ローカルルール等の推進	ア 地域の自主組織への支援	(7) 関係機関等との連携促進とローカルルールの締結支援	<p>○ 平成18年3月の条例改正により、深夜の花火やごみの放置等地域における迷惑行為の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に応じたローカルルール（地域協定）を締結し、知事が認定する制度を創設。</p> <p>長浜港では、平成20年に認定を受けて、水面利用ルールの啓発と清掃活動が実施されている。</p> <p>□ 平成20年 4月認定 長浜港水面利用マナーアップ協議会（長浜市長浜港）</p>
			(イ) 水上オートバイに係るルール徹底のためのローカルルールの認定	<p>○ 平成19年に同上の地域協定を受けて、近江舞子と横江浜では 水上オートバイ対策が行われている。</p> <p>□ 平成19年 3月認定 南小松水上バイク等対策協議会、大津市南小松自治会（大津市近江舞子浜）</p> <p>□ 平成19年 5月認定 横江浜区水上バイク等対策協議会(高島市横江浜)</p>
		イ 利用者のマナーの向上	<p>ア) レジャーのマナーアップを呼びかける広報啓発活動</p> <p>○ 夏のレジャーシーズンを迎え、琵琶湖でレジャーをされる方々にプレジャーボートの航行規制や2サイクルエンジンの使用禁止、外来魚のリリース禁止などの「琵琶湖ルール」やごみの持ち帰り、湖岸施設の適正な利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるため、プレジャーボートの利用やレジャー客の集中する箇所において、県内全域で広報啓発活動を実施している。</p> <p>□ マナーアップキャンペーンの実施</p> <p>平成15年度 3回 平成16年度 3回 平成17年度 3回 平成18年度 1回 平成19年度 1回 平成20年度 1回 平成21年度 1回 平成22年度 1回 平成23年度 1回 平成24年度 1回 平成25年度 1回 平成26年度 1回 平成27年度 1回 <b>平成28年度 1回</b></p>	



基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
			(イ) 漁業関連の規制等の周知	○ 琵琶湖の漁業に関する漁法や規制についてのパンフレット「安全で快適な水上レジャーのために」をマリーナ等に配布した他、遊漁船業者の新規登録時やピワマス引き縄釣りの承認者にも配布した。
			(ウ) 事故防止、利用者の安全のための規制等の周知徹底	○ 平成21年度からは、琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員の配置をし、船上からは目の届かなかった湖岸で遊ぶレジャー利用者への啓発を行っている。（平成24年度までは緊急雇用創出事業）  □琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員による湖岸での啓発等 ・平成21年度 11名（原則半年雇用） ・平成22年度 11名（ " ） ・平成23年度 9名（ " ） ・平成24年度 9名（ " ） ・平成25年度 6名（半年雇用） ・平成26年度 4名（半年雇用） ・平成27年度 4名（半年雇用） ・平成28年度 4名（半年雇用）

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																												
		ウ ごみの投棄、放置対策	各種環境美化活動の推進および指導・監視	<p>○ 罰則規定の適用も視野に入れ、県下で（職員・環境美化監視員等）ごみのポイ捨て公開取締りを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 23回</li> <li>・平成16年度 20回</li> <li>・平成17年度 21回</li> <li>・平成18年度 20回</li> <li>・平成19年度 14回</li> <li>・平成20年度 13回</li> <li>・平成21年度 10回</li> <li>・平成22年度 13回</li> <li>・平成23年度 6回</li> <li>・平成24年度 6回</li> </ul> <p>平成25年度からは、監視員が実施する通常の監視業務に職員が同行し、取締りを行っている。</p> <p>○ 環境への関心を高め、県民主体の環境保全活動の促進を図るため、各種の環境美化活動を実施。 平成22年度からは、釣り団体である日本釣振興会等と協働で湖底清掃等を実施</p> <p>(ごみゼロ大作戦)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期間</th> <th>参加者</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>5/17～6/2</td> <td>21,700人</td> <td>94ト</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>5/23～6/6</td> <td>20,557人</td> <td>66ト</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>5/22～6/5</td> <td>20,905人</td> <td>81ト</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>5/21～6/4</td> <td>19,166人</td> <td>48ト</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>5/20～6/3</td> <td>21,304人</td> <td>116ト</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5/25～6/3</td> <td>24,353人</td> <td>124ト</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5/24～6/7</td> <td>34,996人</td> <td>127ト</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>5/23～6/6</td> <td>30,894人</td> <td>122ト</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5/22～6/5</td> <td>33,183人</td> <td>98ト</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5/20～6/3</td> <td>34,157人</td> <td>149ト</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5/26～6/9</td> <td>35,728人</td> <td>165ト</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>5/25～6/8</td> <td>31,799人</td> <td>98ト</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>5/24～6/7</td> <td>36,060人</td> <td>142ト</td> </tr> <tr> <td><b>平成28年度</b></td> <td><b>5/22～6/5</b></td> <td><b>33,796人</b></td> <td><b>83ト</b></td> </tr> </tbody> </table>		期間	参加者	回収量	平成15年度	5/17～6/2	21,700人	94ト	平成16年度	5/23～6/6	20,557人	66ト	平成17年度	5/22～6/5	20,905人	81ト	平成18年度	5/21～6/4	19,166人	48ト	平成19年度	5/20～6/3	21,304人	116ト	平成20年度	5/25～6/3	24,353人	124ト	平成21年度	5/24～6/7	34,996人	127ト	平成22年度	5/23～6/6	30,894人	122ト	平成23年度	5/22～6/5	33,183人	98ト	平成24年度	5/20～6/3	34,157人	149ト	平成25年度	5/26～6/9	35,728人	165ト	平成26年度	5/25～6/8	31,799人	98ト	平成27年度	5/24～6/7	36,060人	142ト	<b>平成28年度</b>	<b>5/22～6/5</b>	<b>33,796人</b>	<b>83ト</b>
	期間	参加者	回収量																																																													
平成15年度	5/17～6/2	21,700人	94ト																																																													
平成16年度	5/23～6/6	20,557人	66ト																																																													
平成17年度	5/22～6/5	20,905人	81ト																																																													
平成18年度	5/21～6/4	19,166人	48ト																																																													
平成19年度	5/20～6/3	21,304人	116ト																																																													
平成20年度	5/25～6/3	24,353人	124ト																																																													
平成21年度	5/24～6/7	34,996人	127ト																																																													
平成22年度	5/23～6/6	30,894人	122ト																																																													
平成23年度	5/22～6/5	33,183人	98ト																																																													
平成24年度	5/20～6/3	34,157人	149ト																																																													
平成25年度	5/26～6/9	35,728人	165ト																																																													
平成26年度	5/25～6/8	31,799人	98ト																																																													
平成27年度	5/24～6/7	36,060人	142ト																																																													
<b>平成28年度</b>	<b>5/22～6/5</b>	<b>33,796人</b>	<b>83ト</b>																																																													

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																																																							
				<p>(びわ湖を美しくする運動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>参加者</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度 6/22～7/6</td> <td>161,890人</td> <td>1,457ト</td> </tr> <tr> <td>平成16年度 6/27～7/11</td> <td>157,976人</td> <td>1,113ト</td> </tr> <tr> <td>平成17年度 6/26～7/10</td> <td>136,786人</td> <td>816ト</td> </tr> <tr> <td>平成18年度 6/25～7/9</td> <td>146,832人</td> <td>1,108ト</td> </tr> <tr> <td>平成19年度 6/24～7/8</td> <td>136,474人</td> <td>1,133ト</td> </tr> <tr> <td>平成20年度 6/22～7/6</td> <td>137,626人</td> <td>1,092ト</td> </tr> <tr> <td>平成21年度 6/28～7/12</td> <td>157,640人</td> <td>1,177ト</td> </tr> <tr> <td>平成22年度 6/27～7/11</td> <td>134,352人</td> <td>817ト</td> </tr> <tr> <td>平成23年度 6/26～7/10</td> <td>133,595人</td> <td>633ト</td> </tr> <tr> <td>平成24年度 6/24～7/8</td> <td>102,466人</td> <td>756ト</td> </tr> <tr> <td>平成25年度 6/23～7/7</td> <td>147,362人</td> <td>1,133ト</td> </tr> <tr> <td>平成26年度 6/22～7/6</td> <td>136,634人</td> <td>982ト</td> </tr> <tr> <td><b>平成27年度 6/28～7/12</b></td> <td><b>128,150人</b></td> <td><b>1,019ト</b></td> </tr> <tr> <td><b>平成28年度 6/26～7/10</b></td> <td><b>121,678人</b></td> <td><b>842ト</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県下一斉清掃運動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>参加者</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度 11/23～12/7</td> <td>322,110人</td> <td>896ト</td> </tr> <tr> <td>平成16年度 11/21～12/5</td> <td>132,507人</td> <td>826ト</td> </tr> <tr> <td>平成17年度 11/20～12/4</td> <td>131,260人</td> <td>775ト</td> </tr> <tr> <td>平成18年度 11/26～12/10</td> <td>119,039人</td> <td>586ト</td> </tr> <tr> <td>平成19年度 11/25～12/9</td> <td>102,168人</td> <td>626ト</td> </tr> <tr> <td>平成20年度 11/23～12/7</td> <td>99,076人</td> <td>677ト</td> </tr> <tr> <td>平成21年度 11/22～12/6</td> <td>98,515人</td> <td>670ト</td> </tr> <tr> <td>平成22年度 11/21～12/5</td> <td>83,650人</td> <td>637ト</td> </tr> <tr> <td>平成23年度 11/20～12/4</td> <td>95,038人</td> <td>574ト</td> </tr> <tr> <td>平成24年度 11/20～12/4</td> <td>89,392人</td> <td>483ト</td> </tr> <tr> <td>平成25年度 11/24～12/8</td> <td>83,551人</td> <td>587ト</td> </tr> <tr> <td>平成26年度 11/23～12/7</td> <td>81,045人</td> <td>566ト</td> </tr> <tr> <td><b>平成27年度 11/22～12/6</b></td> <td><b>83,686人</b></td> <td><b>517ト</b></td> </tr> </tbody> </table>	期間	参加者	回収量	平成15年度 6/22～7/6	161,890人	1,457ト	平成16年度 6/27～7/11	157,976人	1,113ト	平成17年度 6/26～7/10	136,786人	816ト	平成18年度 6/25～7/9	146,832人	1,108ト	平成19年度 6/24～7/8	136,474人	1,133ト	平成20年度 6/22～7/6	137,626人	1,092ト	平成21年度 6/28～7/12	157,640人	1,177ト	平成22年度 6/27～7/11	134,352人	817ト	平成23年度 6/26～7/10	133,595人	633ト	平成24年度 6/24～7/8	102,466人	756ト	平成25年度 6/23～7/7	147,362人	1,133ト	平成26年度 6/22～7/6	136,634人	982ト	<b>平成27年度 6/28～7/12</b>	<b>128,150人</b>	<b>1,019ト</b>	<b>平成28年度 6/26～7/10</b>	<b>121,678人</b>	<b>842ト</b>	期間	参加者	回収量	平成15年度 11/23～12/7	322,110人	896ト	平成16年度 11/21～12/5	132,507人	826ト	平成17年度 11/20～12/4	131,260人	775ト	平成18年度 11/26～12/10	119,039人	586ト	平成19年度 11/25～12/9	102,168人	626ト	平成20年度 11/23～12/7	99,076人	677ト	平成21年度 11/22～12/6	98,515人	670ト	平成22年度 11/21～12/5	83,650人	637ト	平成23年度 11/20～12/4	95,038人	574ト	平成24年度 11/20～12/4	89,392人	483ト	平成25年度 11/24～12/8	83,551人	587ト	平成26年度 11/23～12/7	81,045人	566ト	<b>平成27年度 11/22～12/6</b>	<b>83,686人</b>	<b>517ト</b>
期間	参加者	回収量																																																																																									
平成15年度 6/22～7/6	161,890人	1,457ト																																																																																									
平成16年度 6/27～7/11	157,976人	1,113ト																																																																																									
平成17年度 6/26～7/10	136,786人	816ト																																																																																									
平成18年度 6/25～7/9	146,832人	1,108ト																																																																																									
平成19年度 6/24～7/8	136,474人	1,133ト																																																																																									
平成20年度 6/22～7/6	137,626人	1,092ト																																																																																									
平成21年度 6/28～7/12	157,640人	1,177ト																																																																																									
平成22年度 6/27～7/11	134,352人	817ト																																																																																									
平成23年度 6/26～7/10	133,595人	633ト																																																																																									
平成24年度 6/24～7/8	102,466人	756ト																																																																																									
平成25年度 6/23～7/7	147,362人	1,133ト																																																																																									
平成26年度 6/22～7/6	136,634人	982ト																																																																																									
<b>平成27年度 6/28～7/12</b>	<b>128,150人</b>	<b>1,019ト</b>																																																																																									
<b>平成28年度 6/26～7/10</b>	<b>121,678人</b>	<b>842ト</b>																																																																																									
期間	参加者	回収量																																																																																									
平成15年度 11/23～12/7	322,110人	896ト																																																																																									
平成16年度 11/21～12/5	132,507人	826ト																																																																																									
平成17年度 11/20～12/4	131,260人	775ト																																																																																									
平成18年度 11/26～12/10	119,039人	586ト																																																																																									
平成19年度 11/25～12/9	102,168人	626ト																																																																																									
平成20年度 11/23～12/7	99,076人	677ト																																																																																									
平成21年度 11/22～12/6	98,515人	670ト																																																																																									
平成22年度 11/21～12/5	83,650人	637ト																																																																																									
平成23年度 11/20～12/4	95,038人	574ト																																																																																									
平成24年度 11/20～12/4	89,392人	483ト																																																																																									
平成25年度 11/24～12/8	83,551人	587ト																																																																																									
平成26年度 11/23～12/7	81,045人	566ト																																																																																									
<b>平成27年度 11/22～12/6</b>	<b>83,686人</b>	<b>517ト</b>																																																																																									

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
				<p>(日本釣振興会等との湖底清掃等)</p> <p>日本釣振興会滋賀県支部との協働事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釣具除去 平成22年 4月 (彦根旧港湾の桜並木)</li> <li>・湖底清掃 7月 (長浜港)、10月 (雄琴港)</li> </ul> <p>平成23年 6月 (彦根旧港湾)</p> <p>平成24年 6月 (彦根旧港湾)</p> <p>平成24年11月 (志那漁港)</p> <p>平成25年 6月 (長浜港)</p> <p>平成26年 6月 (彦根旧港湾)</p> <p>平成27年 6月 (彦根旧港湾)</p> <p><b>平成28年 7月 (彦根旧港湾予定) (荒天のため中止)</b></p> <p>日本釣用品工業会の湖底清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖底清掃 平成23年度 9月・10月・2月 (大津市浜大津なぎさ公園)</li> <li>10月 (守山市木浜地区釣り公園)</li> <li>12月・3月 (大津市南小松港)</li> <li>1月 (大津市雄琴港)</li> <li>3月 (草津市志那・北山田地区)</li> </ul> <p>平成24年度 5月 (彦根市彦根港)</p> <p>10月 (守山市木浜内湖)</p> <p>(大津市なぎさ公園)</p> <p>(野洲市吉川港)</p> <p>平成25年度 3月 (野洲市吉川港)</p> <p>平成26年度 10月 (長浜市八木浜漁港)</p> <p>(長浜市早崎漁港)</p> <p>(長浜市南浜漁港)</p> <p>(守山市木浜漁港)</p> <p>(東近江市能登川漁港)</p> <p>(米原市朝妻漁港)</p> <p>平成27年度 10月 (草津市北山田漁港)</p> <p>(高島市知内漁港)</p> <p>10月、11月 (草津市志那漁港)</p> <p>(大津市堅田漁港)</p> <p>11月 (近江八幡市長命寺漁港)</p> <p>(高島市大溝漁港)</p> <p><b>平成28年度 10月 (彦根市宇曾川漁港)</b></p> <p><b>(東近江市出在家船溜)</b></p> <p><b>10月、11月 (近江八幡市沖之島漁港)</b></p> <p><b>11月 (近江八幡市牧船溜)</b></p> <p><b>(近江八幡市野村船溜)</b></p>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																								
2. 秩序あるレジャー利用の促進のための施策	(1) 湖岸の適正利用の推進	ア プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制	(7) 移動の指導、警告に従わないプレジャーボートの撤去等	<p>○ 河川法、係留保管適正化条例に基づく、不法係留船舶の移動または撤去指導の状況。 (数字は年度末の不法係留船舶数の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>琵琶湖</th> <th>漁港・舟溜</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・平成15年度末</td><td>440</td><td>92</td><td>532</td></tr> <tr><td>・平成16年度末</td><td>401</td><td>92</td><td>493</td></tr> <tr><td>・平成17年度末</td><td>323</td><td>92</td><td>415</td></tr> <tr><td>・平成18年度末</td><td>240</td><td>371</td><td>611</td></tr> <tr><td>・平成19年度末</td><td>148</td><td>190</td><td>338</td></tr> <tr><td>・平成20年度末</td><td>74</td><td>171</td><td>245</td></tr> <tr><td>・平成21年度末</td><td>53</td><td>151</td><td>204</td></tr> <tr><td>・平成22年度末</td><td>42</td><td>152</td><td>194</td></tr> <tr><td>・平成23年度末</td><td>32</td><td>143</td><td>175</td></tr> <tr><td>・平成24年度末</td><td>26</td><td>131</td><td>157</td></tr> <tr><td>・平成25年度末</td><td>27</td><td>131</td><td>158</td></tr> <tr><td>・平成26年度末</td><td>25</td><td>145</td><td>170</td></tr> <tr><td>・平成27年度末</td><td><b>27</b></td><td><b>135</b></td><td><b>162</b></td></tr> </tbody> </table>		琵琶湖	漁港・舟溜	計	・平成15年度末	440	92	532	・平成16年度末	401	92	493	・平成17年度末	323	92	415	・平成18年度末	240	371	611	・平成19年度末	148	190	338	・平成20年度末	74	171	245	・平成21年度末	53	151	204	・平成22年度末	42	152	194	・平成23年度末	32	143	175	・平成24年度末	26	131	157	・平成25年度末	27	131	158	・平成26年度末	25	145	170	・平成27年度末	<b>27</b>	<b>135</b>	<b>162</b>
				琵琶湖	漁港・舟溜	計																																																						
			・平成15年度末	440	92	532																																																						
・平成16年度末	401	92	493																																																									
・平成17年度末	323	92	415																																																									
・平成18年度末	240	371	611																																																									
・平成19年度末	148	190	338																																																									
・平成20年度末	74	171	245																																																									
・平成21年度末	53	151	204																																																									
・平成22年度末	42	152	194																																																									
・平成23年度末	32	143	175																																																									
・平成24年度末	26	131	157																																																									
・平成25年度末	27	131	158																																																									
・平成26年度末	25	145	170																																																									
・平成27年度末	<b>27</b>	<b>135</b>	<b>162</b>																																																									
(イ) 不法占用施設の撤去指導の強化	<p>○ 河川法に基づく船舶以外の不法占用物件の是正指導。(数字は年度末の不法占用物件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工作物</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・平成15年度末</td><td>311</td><td>95</td><td>406</td></tr> <tr><td>・平成16年度末</td><td>286</td><td>82</td><td>368</td></tr> <tr><td>・平成17年度末</td><td>277</td><td>58</td><td>335</td></tr> <tr><td>・平成18年度末</td><td>255</td><td>71</td><td>326</td></tr> <tr><td>・平成19年度末</td><td>215</td><td>61</td><td>276</td></tr> <tr><td>・平成20年度末</td><td>202</td><td>68</td><td>270</td></tr> <tr><td>・平成21年度末</td><td>188</td><td>53</td><td>241</td></tr> <tr><td>・平成22年度末</td><td>145</td><td>34</td><td>179</td></tr> <tr><td>・平成23年度末</td><td>125</td><td>35</td><td>160</td></tr> <tr><td>・平成24年度末</td><td>124</td><td>33</td><td>157</td></tr> <tr><td>・平成25年度末</td><td>119</td><td>34</td><td>153</td></tr> <tr><td>・平成26年度末</td><td>113</td><td>30</td><td>143</td></tr> <tr><td>・平成27年度末</td><td><b>114</b></td><td><b>28</b></td><td><b>142</b></td></tr> </tbody> </table>		工作物	その他	計	・平成15年度末	311	95	406	・平成16年度末	286	82	368	・平成17年度末	277	58	335	・平成18年度末	255	71	326	・平成19年度末	215	61	276	・平成20年度末	202	68	270	・平成21年度末	188	53	241	・平成22年度末	145	34	179	・平成23年度末	125	35	160	・平成24年度末	124	33	157	・平成25年度末	119	34	153	・平成26年度末	113	30	143	・平成27年度末	<b>114</b>	<b>28</b>	<b>142</b>			
	工作物	その他	計																																																									
・平成15年度末	311	95	406																																																									
・平成16年度末	286	82	368																																																									
・平成17年度末	277	58	335																																																									
・平成18年度末	255	71	326																																																									
・平成19年度末	215	61	276																																																									
・平成20年度末	202	68	270																																																									
・平成21年度末	188	53	241																																																									
・平成22年度末	145	34	179																																																									
・平成23年度末	125	35	160																																																									
・平成24年度末	124	33	157																																																									
・平成25年度末	119	34	153																																																									
・平成26年度末	113	30	143																																																									
・平成27年度末	<b>114</b>	<b>28</b>	<b>142</b>																																																									
(ウ) 河川法・行政代執行法などの法的措置による撤去	<p>○ 河川法、港湾法に基づく監督処分(原状回復命令)件数。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>河川法</th> <th>港湾法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・平成15年度</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>・平成16年度</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>・平成17年度</td><td>3</td><td>—</td></tr> <tr><td>・平成18年度</td><td>1</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		河川法	港湾法	・平成15年度	—	—	・平成16年度	—	—	・平成17年度	3	—	・平成18年度	1	2																																												
	河川法	港湾法																																																										
・平成15年度	—	—																																																										
・平成16年度	—	—																																																										
・平成17年度	3	—																																																										
・平成18年度	1	2																																																										

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																																						
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度           —       1</li> <li>・平成20年度           5       —</li> <li>・平成21年度           2       —</li> <li>・平成22年度           4       — (うち1件は琵琶湖外)</li> <li>・平成23年度           5       —</li> <li>・平成24年度           2       —</li> <li>・平成25年度           —       —</li> <li>・平成26年度           —       —</li> <li>・<b>平成27年度</b>           —       —</li> </ul> <p>○ 河川法・港湾法に基づく簡易代執行、行政代執行法に基づく代執行により撤去した物件数 ( )内は実施数</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">簡易代執行</th> <th style="text-align: center;">行政代執行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・平成15年度末</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>・平成16年度末</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>・平成17年度末</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>・平成18年度末</td><td style="text-align: center;">2(0)</td><td style="text-align: center;">3(1)</td></tr> <tr><td>・平成19年度末</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>・平成20年度末</td><td style="text-align: center;">1(0)</td><td style="text-align: center;">3(0)</td></tr> <tr><td>・平成21年度末</td><td style="text-align: center;">1(1)</td><td style="text-align: center;">1(0)</td></tr> <tr><td>・平成22年度末</td><td style="text-align: center;">1(1)</td><td style="text-align: center;">3(1) (行政代執行1件は琵琶湖外)</td></tr> <tr><td>・平成23年度末</td><td style="text-align: center;">0(0)</td><td style="text-align: center;">4(3)</td></tr> <tr><td>・平成24年度末</td><td style="text-align: center;">1(1)</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>・平成25年度末</td><td style="text-align: center;">0(0)</td><td style="text-align: center;">2(0)</td></tr> <tr><td>・平成26年度末</td><td style="text-align: center;">0(0)</td><td style="text-align: center;">0(0)</td></tr> <tr><td>・<b>平成27年度末</b></td><td style="text-align: center;"><b>0(0)</b></td><td style="text-align: center;"><b>0(0)</b></td></tr> </tbody> </table> <p>○ 沈廃船の撤去処理数 (琵琶湖以外の一級河川を含む)</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">廃船数計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・平成15年度</td><td style="text-align: center;">26</td></tr> <tr><td>・平成16年度</td><td style="text-align: center;">11</td></tr> <tr><td>・平成17年度</td><td style="text-align: center;">36</td></tr> <tr><td>・平成18年度</td><td style="text-align: center;">37</td></tr> <tr><td>・平成19年度</td><td style="text-align: center;">44</td></tr> <tr><td>・平成20年度</td><td style="text-align: center;">66</td></tr> <tr><td>・平成21年度</td><td style="text-align: center;">67</td></tr> <tr><td>・平成22年度</td><td style="text-align: center;">31</td></tr> <tr><td>・平成23年度</td><td style="text-align: center;">26</td></tr> <tr><td>・平成24年度</td><td style="text-align: center;">18</td></tr> <tr><td>・平成25年度</td><td style="text-align: center;">27</td></tr> <tr><td>・平成26年度</td><td style="text-align: center;">26</td></tr> <tr><td>・<b>平成27年度</b></td><td style="text-align: center;"><b>12</b></td></tr> </tbody> </table>		簡易代執行	行政代執行	・平成15年度末	—	—	・平成16年度末	—	—	・平成17年度末	—	—	・平成18年度末	2(0)	3(1)	・平成19年度末	—	—	・平成20年度末	1(0)	3(0)	・平成21年度末	1(1)	1(0)	・平成22年度末	1(1)	3(1) (行政代執行1件は琵琶湖外)	・平成23年度末	0(0)	4(3)	・平成24年度末	1(1)	—	・平成25年度末	0(0)	2(0)	・平成26年度末	0(0)	0(0)	・ <b>平成27年度末</b>	<b>0(0)</b>	<b>0(0)</b>		廃船数計	・平成15年度	26	・平成16年度	11	・平成17年度	36	・平成18年度	37	・平成19年度	44	・平成20年度	66	・平成21年度	67	・平成22年度	31	・平成23年度	26	・平成24年度	18	・平成25年度	27	・平成26年度	26	・ <b>平成27年度</b>	<b>12</b>
	簡易代執行	行政代執行																																																																								
・平成15年度末	—	—																																																																								
・平成16年度末	—	—																																																																								
・平成17年度末	—	—																																																																								
・平成18年度末	2(0)	3(1)																																																																								
・平成19年度末	—	—																																																																								
・平成20年度末	1(0)	3(0)																																																																								
・平成21年度末	1(1)	1(0)																																																																								
・平成22年度末	1(1)	3(1) (行政代執行1件は琵琶湖外)																																																																								
・平成23年度末	0(0)	4(3)																																																																								
・平成24年度末	1(1)	—																																																																								
・平成25年度末	0(0)	2(0)																																																																								
・平成26年度末	0(0)	0(0)																																																																								
・ <b>平成27年度末</b>	<b>0(0)</b>	<b>0(0)</b>																																																																								
	廃船数計																																																																									
・平成15年度	26																																																																									
・平成16年度	11																																																																									
・平成17年度	36																																																																									
・平成18年度	37																																																																									
・平成19年度	44																																																																									
・平成20年度	66																																																																									
・平成21年度	67																																																																									
・平成22年度	31																																																																									
・平成23年度	26																																																																									
・平成24年度	18																																																																									
・平成25年度	27																																																																									
・平成26年度	26																																																																									
・ <b>平成27年度</b>	<b>12</b>																																																																									

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
			(エ) 漁港、船溜等の各施設管理者との連携強化、「放置等禁止区域」を指定した港湾に係る放置艇対策の強化	<p>○ 漁港、舟溜の管理者である市町に管理条例の制定を推進した。 (数字は漁港、舟溜の条例適用箇所数。)</p> <p style="text-align: center;">漁港(20箇所) 舟溜(43箇所)</p> <p>・平成27年度現在 20箇所 40箇所</p> <p>○ 放置等禁止区域を指定した港湾に係る放置艇対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度 大津港、彦根港、長浜港の水域および竹生島港全域について港湾法第37条の3第1項の規定に基づく放置等の禁止区域を指定</li> <li>・平成19年度 彦根港、長浜港の陸域について、港湾法第37条の3第1項の規定に基づく放置等の禁止区域を指定</li> <li>・平成20年度 放置等禁止にかかる啓発看板を設置。</li> <li>・平成20年度以降 港湾における船舶等の放置禁止の啓発指導を実施した。</li> </ul>
		イ 湖岸施設の管理規程等による規制	都市公園等の施設の適正管理の実施および進入防止杭の設置等による湖岸の環境保全	<p>○ 施設の適正管理を実施し、湖岸植生を保全するなど、湖岸の環境の保全を図った。</p> <p>□ 都市公園湖岸緑地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車輛乗り入れの規制 (湖岸植生を保全のため)</li> <li>平成17. 3月 4カ所</li> <li>平成17. 5月 1カ所</li> <li>平成18. 8月 3カ所 (彦根市下石寺、彦根市三津屋、東近江市栗見出在家)</li> <li>平成19. 3月 2カ所 (高島市安曇川浜園地)</li> <li>平成20. 7月 1カ所 (大津市柳が崎)</li> <li>平成20. 9月 1カ所 (野洲市吉川)</li> <li>平成20. 12月 1カ所 (野洲市吉川)</li> <li>平成21. 10月 1カ所 (大津今宿)</li> <li>平成21. 11月 2カ所 (和邇中浜、和邇北浜)</li> <li>平成21. 12月 1カ所 (彦根市新海)</li> <li>平成22. 3月 2カ所 (野洲市吉川、彦根市松原)</li> <li>平成23. 3月 1カ所 (彦根市松原)</li> <li>平成24. 3月 1カ所 (彦根市松原)</li> </ul>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		ウ 琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制	<p>(7) 保全地域の指定見直しに向けた調査の実施</p> <p>(イ) 河川法や自然公園法に基づく植生の保全についての適用の検討</p>	<p>○ 平成15年4月、改正ヨシ群落保全条例の施行（ヨシの採取または損傷を追加）</p> <p>□ 平成19年度に撮影した航空写真を用いて、ヨシ群落の繁茂状況を調査し、保全区域の見直しを検討したが変更には至らず。</p> <p>○ 平成16年6月「ヨシ群落保全基本計画」策定</p> <p>平成23年2月「ヨシ群落保全基本計画」改定 最終目標：昭和30年代のヨシの形状に戻す。 H16～H22(目標)：ヨシ群落を約20ha再生する。 H23～H32(目標)：さらに約20haのヨシ群落を再生する。 モニタリング調査および企業と協働した活動を追加。（※マザーレイク合わせH32まで）</p> <p>○ 平成17年度から琵琶湖のヨシ群落再生を環境省の自然再生事業に位置づけて実施</p> <p>○ 平成19年度にプレジャーボートの持ち込み艇の実態調査を実施した際にプレジャーボートの持込に伴う湖岸植生への影響調査を実施（調査箇所：横江浜（高島市）、中庄浜・新保浜（高島市）、大浦（西浅井町）磯（米原市））</p> <p>(結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横江浜、中庄浜・新保浜においては車両の進入による踏み荒らしが見られ、植生の生育状況は自然箇所と比べて悪い。ただし、横江浜においては地元の畑への進入路にもなっていることから、レジャー利用のみによる影響とは考えられない。また、大浦では乗り入れ箇所に敷石を敷きならすなど、一部人為的な改変により植生のない箇所が見られる。新保浜においては希少種であるカラササイコが見られたが、プレジャーボートによる影響は見られなかった。</li> <li>横江浜においては、バーベキューや花火など直火による植生への影響があった。一方で、新保浜では地元によるごみの焼却跡が多数あり、バーベキューや花火による影響は見られなかった。</li> <li>磯においてはプレジャーボートの乗り入れの形跡はなく、植生の踏み荒らしも歩行者の散策によるものと見られる。</li> </ul>
	(2) 安全なレジャー活動の推進	ア 琵琶湖等水上安全条例等による規制	(7) 水泳場保安水域、航行が規制される水域の指定	<p>○ 公安委員会では、水泳場の遊泳水域およびこれに近接する水域において、動力船が航行することにより遊泳者との衝突の危険が生ずるおそれがあるものについては、期間を定めてこれらの水域を水泳場保安水域として指定している。</p> <p>□ 遊泳者保護のための水泳場保安水域の指定</p> <p>平成15年度 51箇所 平成16年度 49箇所 平成17年度 45箇所 平成18年度 45箇所 平成19年度 43箇所 平成20年度 41箇所 平成21年度 38箇所 平成22年度 38箇所 平成23年度 39箇所</p>



基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																													
				平成24年度 38箇所 平成25年度 38箇所 平成26年度 39箇所 平成27年度 36箇所 <b>平成28年度 34箇所</b>																																													
	(イ) 悪質な操船者に対する指導取締の強化			○ 琵琶湖におけるプレジャーボート等の船舶事故が毎年30件前後発生していることから、琵琶湖における事故防止の徹底を図り、琵琶湖利用者の安全を守ることを目的に、条例の改正や悪質な操船者に対する取締りを強化している。 □ 琵琶湖等水上安全条例の一部改正 平成16年7月1日施行 ・酒酔い操船等の禁止、救命胴衣等の着用義務 平成17年1月1日施行 ・琵琶湖水上オートバイ安全講習終了証有効期限の設定(5年) 平成24年7月1日施行 ・催物届出対象の追加 他の者を参加させるための催物 興行、景観等を観覧するための催物  湖上における取締状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年</th> <th>H21年</th> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総検挙数</td> <td>25</td> <td>27</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>うち水上オートバイ数</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(12月末現在)</p> ◎ 違反形態 ・船舶安全法違反(船舶検査切、条件違反航行) ・船舶安全法施行規則違反(船検証不備置、船舶検査済票不貼付) ・滋賀県琵琶湖等水上安全条例違反(講習未受講、航行制限違反) ・船舶職員及び小型船舶操縦者法違反(遵守事項違反)		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	総検挙数	25	27	18	17	7	13	13	11	13	うち水上オートバイ数	13	19	10	4	3	5	3	2	5															
	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年																																								
総検挙数	25	27	18	17	7	13	13	11	13																																								
うち水上オートバイ数	13	19	10	4	3	5	3	2	5																																								
	(ウ) 水上オートバイ安全航行の促進			○ 琵琶湖における水上オートバイの安全航行について、琵琶湖水上オートバイ安全講習や広報啓発活動等を通じて、広く周知するなど、この促進を図っている。 □ 琵琶湖水上オートバイ安全講習において操船者のマナー向上について指導した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催回数</th> <th>受講者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・平成15年度</td><td>12回</td><td>1,298人</td></tr> <tr><td>・平成16年度</td><td>12回</td><td>972人</td></tr> <tr><td>・平成17年度</td><td>36回</td><td>1,971人</td></tr> <tr><td>・平成18年度</td><td>25回</td><td>2,010人</td></tr> <tr><td>・平成19年度</td><td>25回</td><td>1,622人</td></tr> <tr><td>・平成20年度</td><td>23回</td><td>1,335人</td></tr> <tr><td>・平成21年度</td><td>17回</td><td>1,241人</td></tr> <tr><td>・平成22年度</td><td>15回</td><td>1,582人</td></tr> <tr><td>・平成23年度</td><td>15回</td><td>1,741人</td></tr> <tr><td>・平成24年度</td><td>16回</td><td>1,990人</td></tr> <tr><td>・平成25年度</td><td>17回</td><td>2,232人</td></tr> <tr><td>・平成26年度</td><td>16回</td><td>2,363人</td></tr> <tr><td>・平成27年度</td><td>18回</td><td>2,919人</td></tr> <tr><td>・平成28年度</td><td>18回</td><td>2,798人(平成28年12月末現在)</td></tr> </tbody> </table>		開催回数	受講者	・平成15年度	12回	1,298人	・平成16年度	12回	972人	・平成17年度	36回	1,971人	・平成18年度	25回	2,010人	・平成19年度	25回	1,622人	・平成20年度	23回	1,335人	・平成21年度	17回	1,241人	・平成22年度	15回	1,582人	・平成23年度	15回	1,741人	・平成24年度	16回	1,990人	・平成25年度	17回	2,232人	・平成26年度	16回	2,363人	・平成27年度	18回	2,919人	・平成28年度	18回	2,798人(平成28年12月末現在)
	開催回数	受講者																																															
・平成15年度	12回	1,298人																																															
・平成16年度	12回	972人																																															
・平成17年度	36回	1,971人																																															
・平成18年度	25回	2,010人																																															
・平成19年度	25回	1,622人																																															
・平成20年度	23回	1,335人																																															
・平成21年度	17回	1,241人																																															
・平成22年度	15回	1,582人																																															
・平成23年度	15回	1,741人																																															
・平成24年度	16回	1,990人																																															
・平成25年度	17回	2,232人																																															
・平成26年度	16回	2,363人																																															
・平成27年度	18回	2,919人																																															
・平成28年度	18回	2,798人(平成28年12月末現在)																																															
	(エ) 水泳場の管理者に対する働きかけ			○ 遊泳者に対する事故防止措置について指導している。																																													

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		イ 迷惑駐車防止	道路交通法等による取締りの強化	○ 湖岸周辺道路での迷惑駐車をなくすため、違法駐車に対する交通指導取締りを強化している。 また、平成18年から民間委託による放置車両の確認等を行い 駐車監視員による湖岸周辺道路での取締りも強化され、違法駐車実態の改善が認められる。
3. 施策の総合的な推進	環境負荷低減のための施策と適正なレジャー活動の促進のための施策を総合的に推進	(1) 条例の見直し等	ア 船舶原動機の性能向上による静穏化などを勘案した航行規制水域の指定範囲の見直し	○ 地域住民や琵琶湖レジャー利用監視員から情報収集に努めている。
			イ 条例の成果を点検し、違反行為に対する指導状況を勘案し条例の必要な見直しを図る。	○ 琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継ぐことを目的に平成14年10月に公布し15年4月から施行後、条例の施行の状況や水上オートバイ等による迷惑行為の状況を踏まえ、平成18年3月と平成23年3月に条例の一部改正を行った。  □ 平成18年3月改正 ・航行規制水域、リリース禁止の範囲拡大 (H18. 7施行) ・プレジャーボートの利用の適正化の推進に関する協定、レジャー利用の適正化に関する地域協定制度の創設 (H18. 10施行) ・2サイクル規制適用猶予期間に特例措置認定を導入 (H18. 10施行)  □ 平成23年3月改正 ・航行規制水域の種類の追加 ・2サイクルの原動機の完全使用禁止 (H23. 4施行) ・プレジャーボートの適合証の表示義務化 (H24. 10施行) ・指定保管業者の指定 ・報告および立入調査権限の付与 (H23. 4施行) ・2サイクルの原動機の使用違反者、適合証の表示義務違反者等への罰則導入 (H24. 10施行)
		(2) 琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討	レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けたあり方検討	○ 費用負担のあり方では、琵琶湖における適正なレジャー利用を図るための施策等琵琶湖の保全費用にかかる財源確保の面から支援するため、小型船舶の湖面利用税や税に限らず利用料も視野に入れた検討を行った。  (結果) ・広大な琵琶湖における納税者の把握が困難。 ・徴収コストが高み、公平な税制度が維持できない。 ・発着場所の特定が困難。 直ちに制度の導入は困難との一定の整理を行った。 ○ マリーナ等への誘導については、環境対策型エンジンへの確実な転換を図るため平成18年3月の一部改正により協定制度を創設した。その後、平成23年3月の一部改正により指定保管業者という枠組みを創設し平成24年10月からの適合証表示義務化とともに琵琶湖ルールの遵守さらにはレジャー利用者の琵琶湖に対する意識の高揚を図り、より適正なレジャー利用の推進を図っていく。 ○ 野洲市吉川地区の都市公園から水上オートバイを揚降する者がいなくなった。 ○ 草津市志那漁港において、従前は夜間の揚降が可能であったが、禁止された。

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		(3) 広報広聴活動の推進	<p>ア 琵琶湖の自然環境や文化、琵琶湖の現状についての広報活動</p> <p>イ 県外への情報発信</p> <p>ウ 専門誌などの利用形態ごとの広報</p>	<p>○ プレジャーボートの航行については、一定の成果は認められるものの一部の水域では迷惑行為が見受けられ、2サイクルエンジン規制については、環境対策型エンジンへの転換を強力的に促進する必要があることから、レジャー利用者やレジャー関係事業者等に対する琵琶湖ルールの広報啓発を行った。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 平成16年度 「滋賀の生物多様性を考えるフォーラム」開催 琵琶湖博物館、参加者175名</p> <p><input type="checkbox"/> 平成17年度 「人と自然との共生に関するシンポジウム」開催 琵琶湖博物館、参加者130名</p> <p>○ 琵琶湖ルールの定着を図るため、あらゆる機会を通して広報啓発を実施した。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 平成15年度 ・雑誌・新聞 プレジャーボート雑誌3誌、レジャー雑誌等9誌、新聞一般紙 6紙、スポーツ紙等7紙に広告 ・公共交通機関 駅貼り広告（JR、私鉄等）、JR車内吊り広告、新幹線車内 広告、 ・その他 第19回大阪国際ボートショー出展、琵琶湖を守る1万人の誓いの募集（10,258名、30,658件）</p> <p><input type="checkbox"/> 平成16年度 ・雑誌・新聞 プレジャーボート雑誌4誌、釣り新聞2誌 ・公共交通機関 新幹線車内広告 ・その他 第20回大阪国際ボートショー出展</p> <p><input type="checkbox"/> 平成17年度 ・新聞一般紙6紙 ・「みんなで守ろう琵琶湖ルール」チラシ10,000枚 ・県の公用封筒への掲載</p>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
				<input type="checkbox"/> 平成18年度 ・雑誌・新聞 プレジャーボート雑誌2誌、新聞一般紙6紙 ・琵琶湖ルールポスター 800枚、パンフレット10,000部 <input type="checkbox"/> 平成20年度 ・関西フローティングボートショー出展 <input type="checkbox"/> 平成21年度 ・関西(兵庫県)、二色浜(大阪府)、名古屋ボートショーへ出展 <input type="checkbox"/> 平成22年度 ・雑誌・新聞 プレジャーボート雑誌3誌、新聞一般紙6紙 他1紙 ・改正概要チラシ作成 10,000枚 ・航行規制水域MAP増刷 ・関西(兵庫県)ボートショーへ出展 ・PWSA安全協会作成ポスター(100部)チラシ(20,000枚)への掲載 <input type="checkbox"/> 平成23年度 ・改正概要チラシ増刷 10,000枚 ・関西(兵庫県)ボートショーへ出展 ・琵琶湖ルールブック 10,000部 ・航行規制水域図 5,000部 ・プレジャーボート雑誌に「適合証表示制度」広告掲載 <input type="checkbox"/> 平成24年度 ・関西(兵庫県)ボートショーへ出展 ・琵琶湖ルールブック 10,000部 ・航行規制水域図 5,000部 ・プレジャーボート雑誌に「適合証表示制度」広告掲載 <input type="checkbox"/> 平成25年度 ・関西(兵庫県)ボートショーへ出展 ・琵琶湖ルールブック 10,000部 ・航行規制水域図 5,000部 ・プレジャーボート雑誌に「適合証表示制度」広告掲載 <input type="checkbox"/> 平成26年度 ・関西(兵庫県)ボートショーへ出展 ・琵琶湖ルールブック 10,000部 ・航行規制水域図 5,000部 ・プレジャーボート雑誌に「適合証表示制度」広告掲載 <input type="checkbox"/> 平成27年度 ・関西(兵庫県)ボートショーへ出展 ・琵琶湖ルールブック 10,000部 ・航行規制水域図 5,000部 ・プレジャーボート雑誌に「適合証表示制度」広告掲載 <input type="checkbox"/> 平成28年度 ・ <b>関西(兵庫県)ボートショーへ出展</b> ・ <b>琵琶湖ルールブック 10,000部</b> ・ <b>プレジャーボート雑誌に「適合証表示制度」広告掲載</b> <input type="checkbox"/> 学習船「うみのこ」において、外来魚リリース禁止啓発パネルを設置した。

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
			エ 利用拠点における現地の広報および利用者からの意見要望聴取	○ 警察本部との合同取締、職員による指導監視活動やレジャー利用監視員による広報啓発、平成21年度からはレジャー監視・指導補助嘱託員を配置し、現地でレジャー利用者に対し広報啓発を行った。
		(4) 調査研究の推進	効果や成果を把握し、施策立案のための調査 幅広い分野について	○ 条例施行後、適切に施策を推進するため、その実態を把握することが重要であることから各種調査を実施し、施策立案の基礎としてきた。  <input type="checkbox"/> 平成16年度 ・レジャー利用実態調査 ・プレジャーボート騒音調査 ・環境対策型エンジン普及状況調査 ・プレジャーボートエンジン改造影響調査 <input type="checkbox"/> 平成17年度 ・地域で守る琵琶湖ルールモデル事業 ・琵琶湖ルール点検・検討調査事業 ・琵琶湖根がかり防止情報広報事業 ・プレジャーボート騒音調査 ・環境対策型エンジン普及状況調査 <input type="checkbox"/> 平成18年度 ・プレジャーボート騒音調査 ・環境対策型エンジン普及状況調査 <input type="checkbox"/> 平成19年度 ・プレジャーボート騒音調査 ・環境対策型エンジン普及状況調査 ・水鳥調査、持ち込み艇の実態調査 <input type="checkbox"/> 平成20年度 ・プレジャーボート騒音調査 ・環境対策型エンジン普及状況調査 <input type="checkbox"/> 平成21年度 ・プレジャーボート騒音調査 ・環境対策型エンジン普及状況調査 <input type="checkbox"/> 平成22年度 ・プレジャーボート騒音調査 ・環境対策型エンジン普及状況調査 <input type="checkbox"/> 平成23年度 ・環境対策型エンジン普及状況調査 <input type="checkbox"/> 平成24年度 ・環境対策型エンジン普及状況調査 <input type="checkbox"/> 平成25年度 ・環境対策型エンジン普及状況調査 条例の成果を確認し、平成25年度をもって調査を終了した。

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		(5) 施策の推進体制の整備	ア 県庁内関係課と警察本部により組織する推進会議で総合的な施策の実施 イ 関係機関による連携、市町との連携 ウ 事業者、事業者団体等との連携 エ NPO等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 琵琶湖レジャー利用適正化推進会議 庁内における施策を総合的に推進していくことを目的に設置</li> <li>○ 琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議 関係自治体の連絡調整、円滑な施策の推進を図ることを目的に設置</li> <li>○ プレジャーボート対策協議会 平成18年4月、レジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等の関係する規制の監視取締の強化と遵守徹底を図るために設置</li> <li>○ 滋賀県水上安全協会、滋賀県小型船協会、PW安全協会関西地方本部、(一社)日本マリン事業協会等関係機関との連携</li> </ul>
			オ 条例の改正目的を達成するための監視体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来型2サイクル艇の使用禁止や適合証表示義務等が完全施行された琵琶湖レジャー条例の実効性を担保し公平な取締りを行うため、施行規則を改正し、知事の権限である過料処分および過料徴収を違反現場で行えるよう「琵琶湖プレジャーボート取締員」を置き、権限を委任することとし、過料手続を定めた。</li> <li>○ 琵琶湖プレジャーボート取締員と航行規制水域監視嘱託員による監視船からの監視活動や警察との合同取締</li> <li>○ 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員を配置し、琵琶湖プレジャーボート取締員が行う湖上取締りや陸上取締りと連携して陸上巡回による情報収集や指導を行う。</li> </ul>